

## 第5号議案

### 令和8年度事業計画（案）

#### I はじめに

司法書士法改正による「使命規定」の創設から5年。この間、パンデミックによる社会変容、SNSの普及、そして令和7年に団塊の世代がすべて後期高齢者に達するという「2025年問題」を経て、我が国は本格的な超高齢社会を迎えた。物価高騰等の経済不安が市民生活を圧迫する中、我々司法書士には、複雑化する社会問題に対して「国民の権利を擁護する専門家」としての真価が問われている。

このような中、司法書士には、所有者不明土地問題等の社会問題の解決、経済的困窮者等への支援、相続・事業承継・家族信託等の相談対応、専門職成年後見人の供給、SNSを悪用したトラブル等消費者被害予防のための啓蒙活動、等の社会の要請に応じた業務が求められており、それぞれ対応していく必要がある。

特に、相続登記の義務化における猶予期間の満了まで残り1年となる本年度は、周知活動の最終局面と捉え、相談対応もしっかり行っていく。また、令和8年2月から所有不動産記録証明制度が、令和8年4月からは住所変更登記の義務化がスタートしている。これらは所有者不明土地問題、空き家問題という社会問題の解決のための一方策であり、司法書士が中心となって、市民の皆様への情報提供や相談対応を行っていかなければならない。

上記のような社会からの要請に応え続けるためには、当会自体の基盤強化が不可欠である。まず、財務については昨年度中菱ビルを処分でき会館問題が落ち着いたため、改めて精査する機会となる。そして、会務を担う会員増への取組みについては、昨年度の委員会説明会の成果を継続しつつ、本年度は「新規登録者」へのアプローチを強化し、若手が会務を通じて成長できる環境を整備したい。そして、20代の司法書士が極めて少ない現状を打破したく、大学との連携をさらに深め、司法書士の魅力を発信することで受験者数の増加を後押ししたい。

以上を踏まえ、事業計画を策定した。

#### II 事業計画策定における基本指針

以下の事業を推進していくことを基本指針とし、個別事業を実施する。

- 1 司法サービス拡充のための事業
- 2 司法書士業務の発展に関する事業
- 3 社会への貢献事業
- 4 広報事業
- 5 会員の執務と会務運営に関する事業
- 6 他団体・機関との連携・交流・協議に関する事業
7. 研修事業

### Ⅲ 個別事業

#### 1. 司法サービスの拡充のための事業

##### 1-1 相談関連事業

1-1-1 市民のための相談窓口になるために、以下の相談事業を展開し、相談員を派遣し、相談員の質的向上を図るための研修会等の企画・実施をし、必要な広報事業と関連団体との協議を行う。

###### 1. 継続事業

- (1) 総合相談センターの管理・運営
- (2) 「司法書士困りごとほっとライン」（電話相談）の運営
- (3) 相続登記相談センターの運営（面談相談は、引き続き相談センターの面談相談で対応）
- (4) 成年後見電話相談の運営
- (5) 札幌市役所への相談員の派遣の継続
- (6) 札幌市内区役所への相談員の派遣の継続
- (7) 各種相談会の企画・実施
- (8) 相談センターを広報するための施策の検討・実施
- (9) 新規相談員登録予定者に対する研修事業等、相談担当者及び相談内容の質的向上のための施策の検討・実施
- (10) 法務局その他他団体主催の相談会への相談員派遣
- (11) 恵庭市役所への相談員の派遣
- (12) 石狩市役所への相談員の派遣
- (13) 司法書士の紹介

1-1-2 札幌法務局と協働して設置している本局内無料登記相談所「きけるっしょ」を下記のとおり運営する。

- (1) 運用指針の検討及び相談員向けマニュアルの改訂
- (2) 相談ブース内の書籍・備品等の整備、管理
- (3) 相談員の募集、名簿管理及び相談担当割り
- (4) 相談員MLの管理・運営
- (5) 相談員意見交換会の企画、実施
- (6) 法務局との連絡、協議

1-1-3 司法書士こそが相続登記の専門家であることを広く周知し、かつ、相続未登記問題や関連する法改正等に対応するため、下記のとおり広報活動、相談会、勉強会等の事業を行う。

- (1) 市民への相続登記に関連する広報活動
- (2) 相続登記等に関する相談会の企画、実施

##### 1-2 ADR関連事業

- (1) ADRセンターの運営

- (2) 手続実施者等の養成トレーニングの企画・実施
- (3) 手続実施者名簿登載者向け継続トレーニングの企画・実施
- (4) マニュアル等の改訂
- (5) ADRセンターの広報
- (6) 規程及び運用等の検討

## 2. 司法書士業務の発展に関する事業

### 2-1 業務推進関連事業

- (1) 一般民事事件に関する簡裁訴訟代理等関係業務の受託促進を図るため、少額の裁判及び被告事件を対象とした報酬助成事業を継続する。
- (2) (1) の報酬助成事業につき、会員の受託促進及び制度の安定的運用を図るため、実施要領の見直しを必要に応じて行う。
- (3) 民事裁判の本人訴訟当事者のIT利用（mints 利用）促進のため、会員がサポーター等として本人を支援した場合の報酬助成制度創設の検討を行う。

### 2-2 企業法務関連事業

- 1 商業法人登記・企業法務全般に関する研究・情報収集を行い、会員に対してメールやホームページを利用した情報提供を行う。
- 2 研修所と連携し、会社法・商業法人登記・企業法務・事業承継・知的財産に係る研修会等を企画する。
- 3 事業承継を中心とする中小企業支援に関する施策として、以下の施策を実施する。
  - (1) 「提案型」事業承継支援の更なる業務推進を図るため、対応手法の調査研究及び専門相談員の養成に取り組む。
  - (2) (公財) 北海道中小企業総合支援センターの事業承継専門家派遣事業に委員を派遣する。
- 4 北海道事業承継推進ネットワークを構成する各団体との情報交換・意見交換を活発化させ、また、同ネットワークが開催する経営相談会等へ委員を派遣し有益な情報提供に取り組む。
- 5 昨年度に引き続き、(公財) 北海道中小企業総合支援センターへの相談員を派遣する。
- 6 昨年度に引き続き、(一社) 札幌中小企業支援センターへの相談員を派遣する。
- 7 札幌近郊の各種団体（青年会議所、商工会議所、中小企業家同友会等）との連携可能性を模索する。
- 8 北海道税理士会、北海道農業会議、北海道農業公社に対する提案及び意見交換等により連携構築を進展させる。
- 9 昨年に引き続き、司法書士による企業法務支援の取り組みを伝える広報ツールとして、「中小企業経営のための豆知識」を作成・配信し、会員が中小企業経営者向けに活用できるようにする。
- 10 企業法務に関して会員の求める情報や話題を把握する目的で、定期的なアンケートを行い、その結果を集計・データベース化するなどして、会員向けの情報提供を拡充する企画に取り組む。

### 2-3 相続関連事業

- (1) 相続・遺言等に関する業務を推進するための施策の検討及び実施
- (2) 相続・遺言等に関する新しい業務モデルの研究
- (3) 関係機関や一般市民へ向けての積極的な情報発信
- (4) 相続登記推進に関して自治体と札幌司法書士会との関係構築をすすめ、情報交換できる仕組みづくりをすすめる。
- (5) 相続登記、関連する分野に関する研究、情報収集を行い、会員に対してメールやホームページを利用した情報提供を行う。
- (6) 相続登記義務化の周知に関する活動を検討、実施する。
- (7) 研修所と連携し、相続登記に関連した研修会等を企画する。
- (8) 各支部と協力連携し市町村主催の相続登記相談会に対応する。

### 2-4 成年後見関連事業

- (1) 成年後見人等名簿の管理・運営及び名簿登載者及び会員向け研修会の実施
- (2) 成年後見人等名簿に基づく成年後見人等の家庭裁判所への推薦
- (3) 成年後見に関する市民向けセミナー、相談会等の企画、実施
- (4) 成年後見制度に関する広報物の企画、作成
- (5) 成年後見に関する自治体、他団体との情報、意見交換
- (6) 成年後見に関する専門家会議、各種学会、シンポジウム等への参加（視聴を含む）
- (7) 札幌家裁と三士会協議等への参加及び自治体等主催の連絡協議会等への参加
- (8) 自治体等からの委員等の就任及び市民後見人養成講座等の講師等依頼への対応

### 2-5 法改正等対策関連事業

- (1) 司法書士法、民法、不動産登記法などの改正に関し、必要な検討を行う。日司連からの諮問や意見照会、各省庁のパブリックコメントへの対応を行う。

### 2-6 民事信託等関連事業

- (1) 民事信託等に関する情報の収集・対策の検討及び実施・情報発信
- (2) 民事信託等に関する研修・勉強会の企画及び実施
- (3) 民事信託等に関する相談会の開催
- (4) 民事信託等にかかる関係機関・団体との連携・協働・相談員派遣

## 3. 社会への貢献事業

司法書士の専門性を活かして、時代の要請に応じた社会問題などに対応する事業活動を行う。司法書士の専門的知見を活用し、周辺業務の領域において、活動範囲を拡張するために事業を行う。

### 3-1 社会問題・消費者問題対策関連事業

- (1) 貧困問題・犯罪被害者支援・消費者被害対策・自死対策・自死遺族支援・LGBT 支援・ギャンブル等依存症問題対策・聴覚障害者に対する意思疎通支援等、社会問

- 題・消費者問題に関する情報の収集・対策の検討及び実施・情報発信
- (2) 社会問題・消費者問題に関する研修の企画・勉強会の実施・シンポジウムの開催
- (3) 社会問題・消費者問題解消のための各種法律相談会の開催
- (4) 社会問題・消費者問題にかかる関係機関・団体との連携・協働・相談員派遣
- (5) 広報誌「きりばたけ通信」の発行

### 3-2 法教育関連事業

- (1) 青少年向け法律教室の企画、実施
- (2) 社会人・大学生向け法律教室の企画、実施
- (3) 小学生向け法律教室の企画、実施
- (4) 学校・教育関係者等との勉強会・情報交換会等の企画、実施
- (5) 一般市民、学校・教育関係者等に対する広報・啓発活動、当会ホームページによる事業の広報並びに実施報告
- (6) 教材（新テーマ）の見直し、検討、作成
- (7) 前記各事業への講師の派遣
- (8) 研修会等への委員の派遣等による情報収集、他団体等との情報交換

### 3-3 空き家等対策関連事業

- (1) 空き家及び所有者不明土地等の問題に関する情報の収集・対策の検討実施・情報発信
- (2) 空き家及び所有者不明土地等の問題に関する電話相談の実施、相談会の開催
- (3) 空き家及び所有者不明土地等の問題に関する市町村・関係機関団体との連携・協働、会議・相談会等への会員の推薦・派遣
- (4) 空き家対策に関する会員向け研修の実施を含む情報提供
- (5) 委員以外の市町村空き家協議会等構成員との情報共有

### 3-4 外部依頼対応ワーキングチーム関連事業

- (1) いきいきウェルネスフェアへの参加、相談会の開催
- (2) プレミアム遺言書作成講座の企画、実施
- (3) その他の講座の企画、実施
- (4) 前記各事業への講師の派遣
- (5) 教材の検討、作成
- (6) 研修会等への委員の派遣等による情報収集、情報交換

## 4. 広報事業

### 4-1 対外広報事業

- (1) 札幌司法書士会の活動に関する広報
- (2) 司法書士制度及び法制度に関する広報
- (3) 相続登記推進に関する広報
- (4) 各委員会と連携した広報活動
- (5) ウェブサイト・リーフレット・動画広告等複数媒体（クロスメディア）を利用した

## 広報活動

- (6) 本会のイメージキャラクターの積極的な活用
- (7) 大学・専門学校との連携
- (8) メディア向け情報提供

※若年層に対する、司法書士及び札幌司法書士会の認知度向上を目指す（中長期的効果）。

※相続登記義務化開始時において相続登記未了であるものについての申請猶予期間が今年度（令和9年3月）に満了となることから、積極的な相続登記推進に関する広報活動を行う（直近課題への取組）。

### 4-2 ウェブサイト関連事業

- (1) ウェブサイトの改修、保守及び運営
- (2) ウェブサイトを活用した広報活動の検討

## 5. 会員の執務と会務運営に関する事業

### 5-1 会員の執務、会務運営についての連絡調整

- (1) 月報、Webサイト、メール等を活用した情報提供
- (2) 会員名簿の作成
- (3) 会員の執務環境と会務運営の改善（IT化の推進を含む）
- (4) 事務局職員の執務環境の整備

### 5-2 会員の品位保持、適正な業務遂行のための連絡、指導

- (1) 苦情対応窓口の運営
- (2) 会員の品位保持のための連絡、指導、注意勧告、紛議調停の実施

### 5-3 災害対策事業

- (1) 災害発生時の対応手順書および各種文案の作成、これらの運用に必要な規程案の作成
- (2) 災害発生時に必要となる備品等の見直しおよび整備
- (3) 過去の巡回相談活動における記録・資料の整理
- (4) 当会管轄内及びその周辺地域等で災害が発生した場合の被災者向けの支援活動
- (5) 災害発生に備えた隣接専門職との交流・情報交換・協働

### 5-4 その他

- (1) 各種登録、届出業務
- (2) 選挙関係事務、危機管理対応
- (3) 情報公開、個人情報保護への対応
- (4) 司法書士試験合格者向け情報提供
- (5) 非司法書士行為対策（法違反実態調査対応、非司情報の収集等）
- (6) 財産管理人候補者名簿の管理
- (7) 財務、組織体系の見直し、施設基盤の整備改善のための検討（会費、支部、会館ほか）
- (8) 会務のあり方、会員の参加促進に関する調査・検討・実施

## 6. 他団体・機関との連携・交流・協議に関する事業

- 6-1 法務局、裁判所、法テラスなどの関係諸機関との連絡調整・連携を行い、会員に必要な情報提供を行う。
- 6-2 自治体その他の機関、資格者団体（六士会・不動産関係団体協議会・四士業連絡協議会）等との協議・情報交換等を行う
- 6-3 関連団体（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート札幌支部・札幌司法書士協同組合・札幌司法書士政治連盟・札幌青年司法書士会・一般社団法人札幌公共嘱託登記司法書士協会）等との情報交換等を必要に応じて行う。
- 6-4 札幌法務局・札幌司法書士会権利・商業法人登記事務研究会を開催し、実務研究及び会員執務に資する活動を行う。

## 7. 研修事業

### 7-1 令和8年度基本指針

司法書士法第一条「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」に定める司法書士の使命を全うするために、前年度に引き続き、司法書士業務に関する実務処理能力について高水準での均質性の確保を図り、併せて司法書士職能の将来を見据える視点を堅持することにより、研修事業が会員のさらなる資質向上の礎となることを令和8年度の基本指針とする。

### 7-2 研修目標

上記基本指針に基づいて以下のとおりの研修目標を設定し、事業としての持続可能性に十分に配慮しながら、具体的研修事業を企画立案・実施する。

#### 7-2-1 会員研修事業

- (1) 高い信頼性を伴う実務能力の担保に資する実践的な研修
- (2) 国民の権利保全の担い手としての職能制度の確立に寄与する研修
- (3) 法律家としてふさわしい司法書士倫理の浸透と確立を図る研修
- (4) 時代の要請に適時適切に応え得る司法書士職能を育成する研修

#### 7-2-2 新人研修事業

- ・ 実務家司法書士を養成することを目標とした実効性ある配属研修の実施

### 7-3 研修事業計画

#### 7-3-1 会員研修事業

会員研修については、上記基本指針に基づく研修目標に従って、会員の業務処理能力の均質性を確保するとともに、多様化した各分野の業務への対応及び専門性のさら

なる向上を目指して、下記のとおり研修事業を質量ともに適切な規模で実施するものとする。

- (1) 司法書士の基幹業務である登記手続に関する業務について、会員の業務処理の基礎的能力の均質性を確保しながら、より高次の業務処理能力を身に着けることに資する研修を実施する。
- (2) 司法書士の業務範囲を精査検討する本会各対策部・委員会の事業目標やその成果に着目して、そのために身に付けておくべき知識や実践的処理能力を習得する視点に立った研修を実施する。
- (3) 簡裁訴訟代理業務を始めとする裁判関係業務等、多様化・専門化した分野における業務処理能力の向上に資する研修を実施する。
- (4) 成年後見業務の担い手を増加させるため、体系だった成年後見業務に関する研修を実施する。
- (5) 広範囲にわたる多様化・専門化した業務分野の法律実務を取り扱う職能たる司法書士が、法律実務家として身につけておくべき倫理観や執務姿勢等に視点を当てた研修を実施する。
- (6) 近年予定される法改正へ対応するための研修を実施する。
- (7) 日司連研修総合ポータルにおける研修の受講方法及び取得単位の確認方法に関する情報を会員に複数回提供する等、研修単位取得率の向上を目指す方策を引き続き検討実施していく。
- (8) 会員の研修受講機会の確保のため、他単位会との間で連携した研修会の開催を模索する等、オンライン視聴型研修の受講体制の維持拡充に努める。
- (9) 大学教授等の研究者との交流等を通じて、司法書士業務に関わる法領域の研究ならびに情報交換等を行うことで、司法書士職能の社会に対する新しい役割の発掘、ノウハウの蓄積、能力開発及び人材育成等へとつなげていく。

### 7-3-2 新人研修事業

新人研修については、実効性ある配属研修を指導員の負担に配慮しながら実施するとともに、業務関係書類の取り扱いについての基本的知識を確認する研修をはじめ、配属研修生の必要に応じた補完的な研修もその実施を検討する。